

新潟市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

新潟市長 篠 田 昭

新潟市規則第 44 号

新潟市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市奨学金条例施行規則（平成 19 年新潟市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項の表を次のように改める。

	相当と認める者	免除する額
1	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 条例第 2 条第 1 項第 3 号エからキまでのいずれかに該当する者として貸付けを受けていたもの</p> <p>(2) 当年度に本市の市民税が賦課されている者</p> <p>(3) 前条の規定による返還及び市税に滞納がない者</p> <p>(4) 貸付けが終了した日の属する月の翌月から起算して 8 月を経過した後 7 年を超えない範囲内にある者</p>	<p>当年度に返還すべき額の 2 分の 1 に相当する額（年度ごとの免除の総額が貸付けを受けた奨学金の総額（総額が 160 万円を超える場合にあっては、160 万円）の 4 分の 1 を超えない範囲内に限る。）</p>
2	その他市長が相当と認める者	その都度市長が定める額

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（第 13 条第 2 項の特例）

2 平成 28 年 4 月 1 日前に、条例第 2 条第 1 項第 3 号カ又はキに該当する者として貸付

けを受け、その総額が40万円である者に対する第13条第2項の表の適用については、同表1の項中「返還すべき額」とあるのは「賦課されている本市の市民税の額」と、「年度ごとの免除の総額が貸付けを受けた奨学金の総額（総額が160万円を超える場合にあっては、160万円）の4分の1を超えない範囲内に限る。」とあるのは「2分の1に相当する額が3万円を超える場合にあっては3万円、2分の1に相当する額が2万円に満たない場合にあっては2万円」とし、返還の免除を行う回数を5回までとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分		学力基準
条例第2条第1項第3号アからウまでのいずれかに該当する者		中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校等での成績が優れていること。
条例第2条第1項第3号エ又はオに該当する者	1年生	高等学校等での成績が平均3.2以上又は高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
	2年生以上	申請時までの全履修科目の成績の半数が良以上又はB以上の成績であること。
条例第2条第1項第3号カに該当する者	1年生	高等学校等での成績が平均3.5以上又は高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
	2年生以上	申請時までの全履修科目の成績の半数が良以上又はB以上の成績であること。
条例第2条第1項第3号キに該当する者		大学又は大学院での成績等が特に優れていること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。